最終更新日：2015年6月29日
株式会社NITTOH
代表取締役社長　中野英樹
問合せ先：取締役経理部長 伊藤寿朗
証券コード：1738
http://www.nittoh-info.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・カバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりです。
　当社は、コーポレート・ガバナンスの基本原則の1つを情報開示と認識しております。企業価値及び株主価値を継続的に向上させていくためには、経営の透明性を高めることが最重要課題と考えております。株主と投資家の皆様には、IR活動及び広報活動強化を通じて、情報開示に努めたいと考えております。また、経営環境の変化や法改正に対し、慎重に検討するとともに、経営判断の迅速性、取締役会の機能強化、コンプライアンス機能の充実、アカウンタビリティの推進などコーポレート・ガバナンスの充実に向けて取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ナカノコーポレーション	1,020,000	25.12
堀　由紀子	520,000	12.80
奥田清人	300,000	7.38
NITTOH社員持株会	157,000	3.86
堀　裕紀	149,000	3.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	90,000	2.21
株式会社愛知銀行	82,000	2.01
東邦瓦斯株式会社	60,000	1.47
住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社	60,000	1.47
中野英樹	56,000	1.37

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。監査役と会計監査人は、必要に応じて、会計監査人より報告を受け、協議、検討を実施し、随時適切なアドバイスを受けております。
また、社内に代表取締役社長直属の内部監査室(専任者1名)を設置しており、社員の日常業務遂行につきましては、社長指示のもとで監査計画を策定し、年間を通じ、各部門の業務監査を実施しております。監査結果及び監査報告については、必要に応じて、監査役にも報告され、情報交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川敏也	公認会計士													
矢崎信也	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川敏也	○	―――	公認会計士、税理士としての豊富な経験と見識を有しており、財務・会計の専門的な観点から公正かつ客観的に経営の妥当性を監督していただけると判断しております。 また、当社及び経営陣との利害関係もなく、一般株主と利益相反のおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
矢崎信也		―――	弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、法務の専門的な観点から公正かつ客観的に経営の妥当性を監督していただけると判断し ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、株主総会の決議を経て取締役に対する報酬限度額が決定しており、また、各取締役の報酬については、会社の規模、業績を考慮し、公正かつ公平に決定されるよう努めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬
取締役　6名　64,590千円（当社には社外取締役はおりません。）
（注）上記の金額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議を経て取締役に対する報酬限度額が決定しており、また、各取締役の報酬については、会社の規

模、業績を考慮し、公正かつ公平に決定されるよう努めております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は選任しておりません。また、社外監査役の職務を補助すべき従業員を配置しておりませんが、監査業務の充実のために、必要に応じて、取締役会と監査役会との協議のうえ、補助業務を担当する従業員を配置することといたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）取締役及び取締役会

取締役会は取締役6名で構成しており、毎月１回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しております。また、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。

取締役の報酬については、株主総会の決議を経て取締役に対する報酬限度額が決定しており、また、各取締役の報酬については、会社の規模、業績を考慮し、公正かつ公平に決定されるよう努めております。

取締役候補者の人選につきましては、推薦基準を規程しており、取締役会において審議のうえ、決定しております。

（2）監査役及び監査役会

監査役制度を採用しており、監査役は3名(うち、社外２名)であります。監査役のうち、半数以上を社外監査役とすることで、独立性を強化しております。監査役3名は、毎月１回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。

また、当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。監査役と会計監査人は、必要に応じて、会計監査人より報告を受け、協議、検討を実施し、随時適切なアドバイスを受けております。

（3）内部監査

代表取締役社長直属の内部監査室(専任者１名)を設置しており、社員の日常業務遂行につきましては、社長指示のもとで監査計画を策定し、年間を通じ、各部門の業務監査を実施しております。監査結果及び監査報告については、必要に応じて、監査役にも報告され、情報交換を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の規模、組織体制においては、経営監視機能が充分に機能しているものと判断し、現在の体制を採用しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。

さらに、リスク管理体制につきましては、取締役会、監査役会、内部監査室が連携し、リスク管理に努めており、必要に応じて、事業運営上の検討事項及び診断等については、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、随時適切なアドバイスを受けております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社株式の保有者層は、個人投資家の占める割合が高く、総会開催日程、、開催場所などについては、多くの株主様がご出席していただけるよう配慮して、集中日を避けて決定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	例年、7月に開催される「名証IRエキスポ」に上場以来、継続して参加しております。参加に際しては、代表者(社長)自身が出席できるように努め、個人投資家の皆様に説明させていただいております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信(四半期、半期、期末)、決算短信以外の適時開示資料	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	<女性の活躍の取り組みについて> 当社は、職場における女性の活躍に向けて、仕事と育児の両立を目指し、職場環境や社内規程の整備を実施しており、「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として表彰を受けるなど、積極的に取り組んでおります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適性かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「文書管理規程」に従って、取締役会議事録、稟議書などの重要書類、決裁書類を適切に保存及び管理し、取締役、監査役、内部監査室が、適宜これらを閲覧できることといたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理体制につきましては、取締役会、監査役会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。また、具体的な対応については、その必要度に応じて、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、迅速かつ適切な対処ができるような体制づくりに努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、毎月１回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。また、監査役は、毎月１回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び子会社は、代表取締役社長が統括しております。子会社の業績報告を定期的に実施しており、円滑な情報の収集、伝達に努めております。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
当社は、監査役会の職務を補助すべき従業員を配置しておりませんが、監査業務の充実のために、必要に応じて、取締役会と監査役会の協議のうえ、補助業務を担当する従業員を配置することといたします。

7. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
前項の従業員の評価、人事異動、待遇などについては、取締役会と監査役会が意見交換を実施し、監査役会の承諾を得ることとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令違反、定款違反、又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを知ったときは、直ちに監査役に報告することとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長、内部監査室、監査法人との間で定期的に意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図ることとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序や市民生活の安全、健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。
また、必要な対応については、外部研修への参加による啓蒙や、警察や顧問弁護士など外部専門家と連携、相談を速やかに実施することとしており、組織的な対応ができる体制づくりをしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制】　模式図

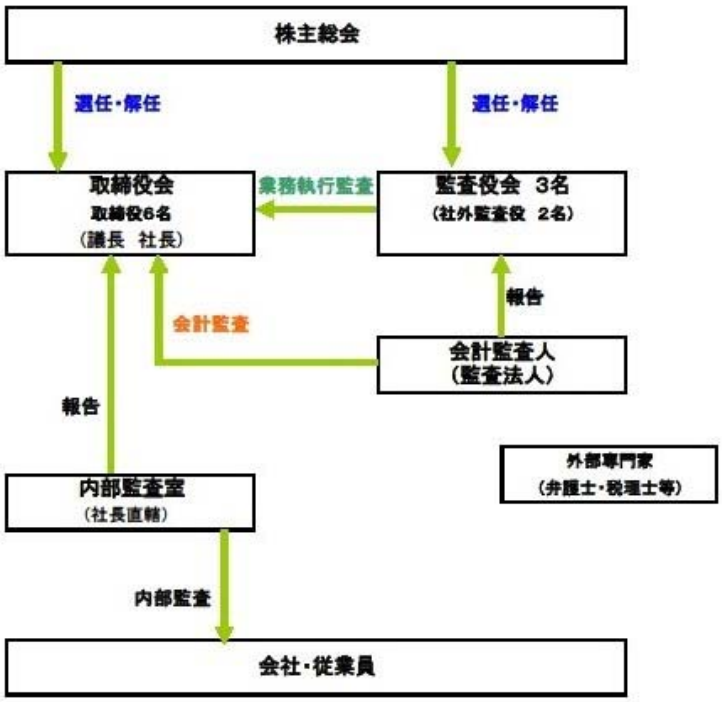

適時開示体制の概要は、以下のとおりです。

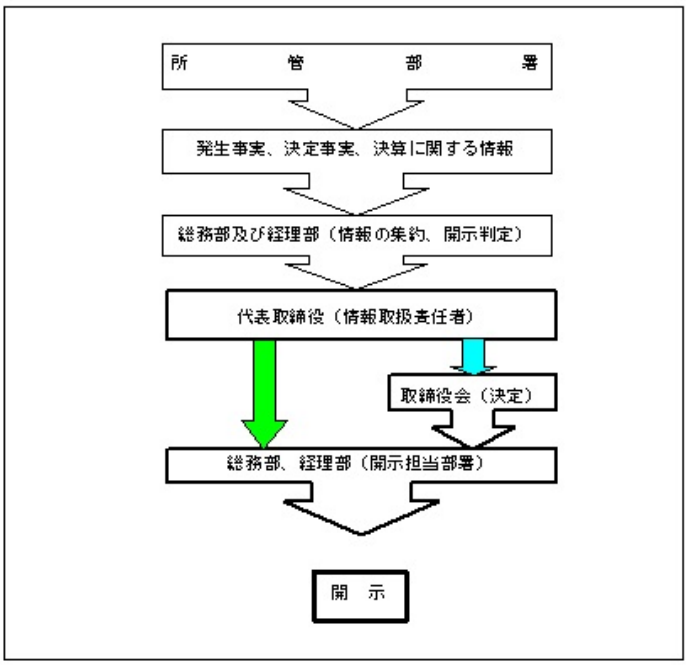

当社は、金融商品取引法、その他の法令及び証券取引所の諸規則を遵守し、正確な情報開示を実施できるように社内体制の維持、向上に努めております。

発生事実については、所管部署からの報告を受け、総務部において情報収集、内容確認を実施、開示の必要がある場合、代表取締役の承認を経て、速やかに開示しております。

決定事実については、会社規程に基づいた承認手続を経て、速やかに開示しております。

決算事項については、取締役会での決議を経て、速やかに開示しております。